

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

対象期間: 令和元年9月1日～令和2年8月31日

カラレス株式会社

事業所名称	梅田オフィス	神戸オフィス	広島オフィス	岡山オフィス	名古屋オフィス	仙台オフィス	新宿オフィス	相模原オフィス
派遣労働者数 *1日あたり平均数	280人	32人	133人	19人	62人	98人	15人	100人
派遣先数 *派遣した事業所数	253社	129社	83社	27社	64社	89社	61社	14社
A派遣料金 *1日8Hあたり平均額	12,314円	12,023円	11,347円	11,219円	12,013円	10,446円	11,481円	10,376円
B賃金率% *1日8H当たりの平均額	9,213円	8,948円	8,190円	8,290円	9,484円	7,929円	9,095円	8,904円
マージン率 *(A-B)÷A	25.2%	25.6%	27.8%	26.1%	21.1%	24.1%	20.8%	14.2%
協定書の有効期間終期	令和3年3月31日	令和3年3月31日	令和3年3月31日	令和3年3月31日	令和3年3月31日	令和3年3月31日	令和3年3月31日	令和3年3月31日
協定対象労働者の範囲	右表参照	右表参照	右表参照	右表参照	右表参照	右表参照	右表参照	右表参照

協定対象労働者の範囲		
職種		
大分類	中分類	
C事務的職業	C-25	一般事務
	C-26	会計事務
	C-27	生産関連事務員
	C-28	営業・販売関連事務員
	C-29	外勤事務員
	C-30	運輸・郵便事務
D販売の職業	C-31	事務用機器操作の職業
	D-32	商品販売の職業
	D-33	販売類似の職業
Eサービスの職業	D-34	営業の職業
	E-35	家庭生活支援サービス
	E-36	介護サービスの職業
	E-37	保健医療サービス
	E-38	生活衛生サービス
	E-39	飲食物調理の職業
	E-40	接客・給仕の職業
	E-41	居住施設・ビルの管理
	E-42	その他のサービス
	H生産工程の職業	H-49
H-50		生産設備(金属除く)
H-51		生産設備(機械)
H-52		金属材料製造等
H-54		製品製造・加工処理
H-57		機械組立の職業
H-60		機械整備・修理の職業
H-61		製品検査(金属)
H-62		製品検査(金属除く)
H-63		機械検査の職業
H-64		生産関連・生産類似
I輸送・機械運転の職業		I-65
	I-66	自動車運転の職業
	I-67	船舶・航空機運転
	I-68	その他の輸送の職業
K運搬・清掃の職業	I-69	定置・建設機械運転
	K-75	運搬の職業
	K-76	清掃の職業
	K-77	包装の職業
	K-78	その他の運搬等の職業

キャリア形成に資する教育訓練に関する事項

教育訓練種別	教育訓練内容(タイトル)	対象者種別	1人当たり年間平均実施時間				訓練方法	費用負担	賃金支給
			1年目	2年目	3年目	4年目以降			
入職時	ビジネスマナー①	全労働者	0.5H				Off-JT	無償	有給
職能別	ビジネスマナー②	入社1年目	1.75H						
職能別	スキルアップ教育①	入社1年目	4.75H						
職能別	スキルアップ教育②	入社2年目		3.5H					
職能別	スキルアップ教育③	入社3年目			2.75H				
階層別	ビジネススキル研修①	入社1年目	0.5H						
階層別	ビジネススキル研修②	入社2年目		3.0H					
階層別	ビジネススキル研修③	入社3年目			2.25H				
階層別	ビジネススキル研修④	入社4年目以降				3.5H			
階層別	マネジメント教育①	入社1年目	0.5H						
階層別	マネジメント教育②	入社2年目		1.5H					
階層別	マネジメント教育③	入社3年目			3.0H				

※当社は上記マージン率に係る金額から、労働者に対する通勤交通費用、教育訓練費用、有給休暇相当費用、種々の福利厚生費用、各種手当費用等の支払いと共に、派遣事業を維持運営する為の求人採用費用、事務所関係費用、人件費用、管理費用等の支払いを行っています。

キャリア・コンサルティング受付窓口に関する事項

キャリアコンサルティングとは、労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことです。  
 ※相談の実施時間は、1回あたり1時間程度となります。  
 メールにて受付していますので、career.c\_c@colorless.co.jpまで、件名に「キャリアコンサルティング相談」と記入してご相談下さい。

部署・部門	連絡先
本社・管理課	(TEL) 06-6343-5233

その他労働者派遣に関し参考となる事項

全事業所において派遣社員で就業いただく方には、各種社会保険にご加入していただけます。  
 (但し、雇用条件などによってはご加入できない場合があります。)

※内容につきましては、予告なく変更させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。